

ハンセン病問題に関するシンポジウムの開催についてお知らせします。

事 務 連 絡

令和8年7月15日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人の
附 属 学 校 事 務 担 当 課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校事務担当課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 児 童 生 徒 課

「みんなで学ぶ、未来を変える ハンセン病問題人権シンポジウム」の
開催について（周知）

日頃より、人権教育の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、文部科学省が、法務省、厚生労働省等とともに主催する「みんなで学ぶ、未来を変える ハンセン病問題人権シンポジウム」の開催について周知いたします。

本シンポジウムは、ハンセン病問題に関する解説や当事者の方々からのお話のほか、中学生の登壇者によるパネルディスカッションを通じてハンセン病問題や共生社会の実現について児童・生徒にも分かりやすく学べる内容となっており、学校や社会教育施設等における人権教育や教職員向けの研修等としても活用可能なものです。

また、本シンポジウムの模様は、開催後約1年間のアーカイブ配信を行う予定であり、こちらについても、ハンセン病問題や共生社会の実現に関する学習等に御活用ください。

ついては、内容を御確認いただき、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄する学校法人に対して、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課におかれては所轄の学校設置会社に対して、各国立大学法人附属学校主管課及び各公立大学法人附属学校主管課におかれては、その管下の学校に対して、本件について御周知いただきますとともに、本シンポジウムの視聴やアンケートへの協力についても御案内いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、学校の負担軽減の観点から、所管の学校の働き方改革の実情に応じて、場合によっては学校への一律の周知を控える等、学校の負担軽減に資する工夫について、各教育委員会等において適切にご判断いただきますよう、よろしくお願いいたします。

シンポジウムの内容に係る問合せや紙媒体のチラシを希望される場合（50 部以上）は、チラシ中の「お問い合わせ先」に直接御連絡をいただきますよう、お願いします。

【本件担当】

＜全体、社会教育における人権教育について＞

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

共生社会学習企画係

電話：03-5253-4111（内線 2260）

＜学校（初等中等教育段階）における人権教育について＞

初等中等教育局児童生徒課指導係 電話：03-5253-4111（内線 3297）

法務省権啓第59号
令和8年7月1日

文部科学省

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 殿
初等中等教育局児童生徒課長 殿

法務省人権擁護局人権啓発課長
(公 印 省 略)

「みんなで学ぶ、未来を変える ハンセン病問題人権シンポジウム」の開催
の周知について（依頼）

当省の人権擁護行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を頂き、厚く
御礼申し上げます。

ハンセン病問題に係る啓発活動として、例年当省、貴省等の主催によるシンポジ
ウムを開催しているところです。

本年度も、ハンセン病問題を決して風化させることなく、その正しい知識と理解
を次世代に伝えていくとともに、ハンセン病問題を教訓として、同じ過ちを繰り返
すことなく、偏見や差別のない社会を実現するためにはどう行動したらよいかを考
え、自身の行動変容につなげることを目的として、別添のとおり、標記シンポジウ
ムを現地開催及びオンライン配信のハイブリッド形式で開催する予定です。

本シンポジウムは、ハンセン病問題に関する解説や当事者の方々からのお話のほ
か、中学生の登壇者によるパネルディスカッションを通じてハンセン病問題や共生
社会の実現について児童・生徒にも分かりやすく学べる内容としています。

つきましては、都道府県教育委員会を通じて学校等関係機関に対して、本シンポ
ジウムの視聴について御案内いただくとともに、児童・生徒への周知についても配
意方お願いいたします。

なお、本シンポジウムの模様は、開催後約1年間のアーカイブ配信を行う予定で
すので、こちらにつきましてもハンセン病問題や共生社会の実現に関する学習等に
御活用いただければと存じます。

みんなで学ぶ、
未来を変える

ハンセン病問題 人権シンポジウム

令和8年度法務省委託事業

日時

2026 年
7月25日 ±
13:30~15:30
(開場13:00)

会場

新町キューブ
1階 グランパレ
〒030-0801
青森県青森市新町二丁目6番25号
会場へのアクセス
「JR青森駅」から徒歩約10分

内容

1. ハンセン病問題について学ぼう

ハンセン病問題の解説と当事者の方々からのお話

2. ロールプレイワークショップ

感染症の誹謗中傷などの事例をもとに、偏見や差別のない共生社会の実現に向けて何ができるか、登壇する中学生やみなさんと一緒に考えます。



会場開催
(100名)
事前申込制

参加無料

ハイブリッド
開催！



ライブ
配信

事前申込不要

※1年間の期間限定で、アーカイブ動画も公開します。



会場参加申込、
配信動画の視聴は
上記QRコードから！

主催 法務省、厚生労働省、文部科学省、全国人権擁護委員連合会、青森地方務局、青森県人権擁護委員連合会、公益財団法人人権教育啓発推進センター（予定）

後援 全国ハンセン病療養所入所者協議会、ハンセン病違憲国家賠償請求訴訟全国原告団協議会、ハンセン病家族訴訟原告団、青森県、青森県教育委員会、青森市、青森市教育委員会（順不同、予定）

シンポジウム詳細

かつて採られた国の強制隔離政策により、人々の間にハンセン病は怖い病気だという誤ったイメージが作られ、ハンセン病患者・元患者やその家族の方々に対する偏見や差別が生まれ、今も深刻な状況にあります。そこで、当事者の方々やハンセン病問題に関わってこられたの方々からお話を聞き、ハンセン病問題が過去の問題ではなく「今の」問題であると認識し、その正しい知識と理解を深めるとともに、偏見や差別は身近な場面で起き得ることを理解し、ハンセン病問題を教訓として、同じ過ちを繰り返すことなく、偏見や差別のない社会を実現するためにはどうしたらよいか、次代を担うみなさんと一緒に考え、実践していくためのシンポジウムを開催します。

ハンセン病とは？

ハンセン病とは「らい菌」という細菌に感染することで起こる病気です。
手足の指先の神経が麻痺したり、治療法がない時代には後遺症が残ることもありました。
しかし、らい菌の感染力は弱く、発病することは極めてまれです。
また、万が一発病しても、現在は早期発見と適切な治療により後遺症が残ることなく完治します。
ハンセン病問題について詳しく知りたい方は、右記の法務省のウェブサイトをご覧ください。



ハンセン病問題

会場参加の申込方法

WEBフォーム

WEBフォームからのお申込みは下記QRコードもしくはURLよりお願いします。

URL

<https://www.jinken-library.jp/news/detail/121994/>



WEB フォーム

FAX 又は 郵送

FAX又は郵送にてお申込みいただく場合は、下記の申込欄に必要事項をご記入の上お申込みください。

FAX

03-5777-1803

郵送

〒105-0012
東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階

**ハンセン病問題に関する
シンポジウム事務局 宛**

参加者名（複数名参加の場合は連名でお願いします。）

ふりがな

氏名

電話番号

住所 〒

年齢

小学生・中学生・高校生・専門/大学生

10代以下・20代・30代・40代・50代・60代・70代以上

FAX番号

※ご記入いただいた個人情報は、申込みの受付のために使用し、第三者に提供することはありません。

※電話でのお申込みは受け付けておりません。

※お申込みの受付は先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。

お問い合わせ先

ハンセン病問題に関するシンポジウム事務局 公益財団法人人権教育啓発推進センター

TEL 03-5777-1802(代表) **FAX** 03-5777-1803 **E-mail** hansen@jinken.or.jp **URL** <http://www.jinken.or.jp>